



県 章

# 滋賀県公報

平成 25 年 ( 2013 年 )  
3 月 8 日  
第 3 6 6 8 号  
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次 ( 印は、県例規集に登載するもの )

### 告 示

解除予定保安林 ( 森林保全課 ) .....	1
社会福祉士及び介護福祉士法による登録喀痰吸引等事業者の登録 ( 障害福祉課 ) .....	1
道路の供用開始 ( 道路課 ) .....	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定 ( 砂防課 ) .....	2
都市計画事業の変更の認可 ( 都市計画課 ) .....	2
滋賀県屋外広告物条例第 5 条および第 6 条の規定に基づく地域または場所の指定の一部改正 ( 都市計 画課 ) .....	3

### 公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告 ( 商業振興課 ) .....	3
土地区画整理組合定款変更認可公告 ( 都市計画課 ) .....	10
土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告 ( 都市計画課 ) .....	11

### 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 ( 東近江 ) ..	11
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 ( 東近江 ) .....	11
障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 ( 湖東 ) .....	12

### 警 察 本 部 公 告

平成25年度滋賀県警察職員 ( 少年補導職員 ) 採用選考実施公告 ( 警務課 ) .....	12
---	----

### 病 院 事 業 庁 告 示

入札参加者に必要な資格等 .....	13
--------------------	----

### 病 院 事 業 庁 公 告

平成25年度滋賀県看護師採用選考実施公告 .....	14
----------------------------	----

### 正 誤

平成17年 8 月17日付け号外 (3)滋選委告示第73号中 .....	17
--------------------------------------	----

## 告 示

### 滋賀県告示第69号

森林法 ( 昭和26年法律第249号 ) 第30条の 2 第 1 項の規定により、次の保安林を解除予定保安林にする。

平成25年 3 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 解除予定保安林の所在場所 湖南市石部字雨山3877の 6 ( 次の図に示す部分に限る。 )
  - 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
  - 3 解除の理由 水道事業用地とするため
- ( 「 次の図 」 は、省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および湖南市役所に備え置いて縦覧に供する。 )

### 滋賀県告示第70号

社会福祉士及び介護福祉士法 ( 昭和62年法律第30号 ) 第48条の 3 第 1 項の規程に基づき、登録喀痰吸引等事業者として、次の者を登録した。

平成25年 3 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	実施する喀痰吸引等業務	登録年月日	登録番号
東近江重症心身障害者通園くすのき	東近江市蒲生寺町1186番地	社会福祉法人くすのき会	東近江市蒲生寺町1186番地	口腔内の喀痰吸引 胃ろうによる経管栄養	平成24.12.19	252120011

滋賀県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成25年3月8日から平成25年3月22日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
県道草津守山線	草津市木川町字上林1266番4地先から 草津市野村三丁目字川筋37番3地先まで	平成25.3.8	L = 144.5m

滋賀県告示第72号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

平成25年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 区域の名称 下迫4号
- 2 区域の表示 次に掲げる地区の土地にある標柱1号から15号までを順次結んだ線および標柱1号と15号を結んだ線に囲まれた区域

郡	町	大字	字	地番	標柱番号
蒲生郡	日野町	迫	久保	1974	1
"	"	"	"	1974	2
"	"	"	"	1974	3
"	"	"	"	1973	4
"	"	"	"	1973	5
"	"	"	"	1972	6
"	"	"	"	2007	7
"	"	"	"	2007	8
"	"	"	"	2518	9
"	"	"	"	2015	10
"	"	"	"	2018	11
"	"	"	"	2000	12
"	"	"	"	2022	13
"	"	"	"	1988	14
"	"	"	"	1987地先道路敷	15

滋賀県告示第73号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年滋賀県告示第105号で認可した近江八幡八日市都市計画道路事業の事業計画の変更を平成25年3月8日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成25年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 施行者の名称 東近江市
- 2 都市計画事業の種類および名称 近江八幡八日市都市計画道路事業 3・3・2号小今建部上中線

3 事業施行期間 平成16年10月8日から平成27年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし  
(2) 使用の部分 なし

-----  
滋賀県告示第74号

昭和60年滋賀県告示第389号(滋賀県屋外広告物条例第5条および第6条の規定に基づく地域または場所の指定)の一部を次のように改正し、平成25年10月1日から施行する。

平成25年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第2項第2号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 甲賀市景観計画に定める国道307号沿道景観形成地区

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第1号および第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成25年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオンタウン彦根 彦根市里根町字船坂79番の1ほか

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗の名称および所在地 アンビエントガーデン彦根 彦根市里根町字船坂79番の1ほか

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 有限会社彦根エス・シー 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目4番30号 代表取締役 三瓶勝一

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11 代表取締役 山田昇ほか2者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗の名称および所在地 イオンタウン彦根 彦根市里根町字船坂79番の1ほか

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名

有限会社彦根エス・シー 大阪府大阪市淀川区西中島四丁目3番24号サムティ新大阪センタービル 代表取締役 池田渉

イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1イオンタワービル10階 代表取締役 大門淳

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11 代表取締役 山田昇ほか4者

3 変更年月日 平成25年10月25日

4 変更の理由 店舗増床による設置者およびテナント変更のため

5 届出年月日 平成25年2月22日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1

彦根市産業部商工課 彦根市元町4番2号

(2) 縦覧期間 平成25年3月8日から平成25年7月8日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成25年7月8日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

-----  
大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 ( 平成10年法律第91号 ) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成25年 3 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 大規模小売店舗の名称および所在地 アストパワーセンター 犬上郡豊郷町沢250 - 1 ほか

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535 代表取締役 久木康裕

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535 代表取締役 久木康裕ほか 7 者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535 代表取締役 市田義一

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535 代表取締役 市田義一ほか 7 者

3 変更年月日 平成24年 2 月21日ほか

4 変更の理由

(1) 株式会社丸善の代表者が変更となったことによる。

(2) 株式会社ブランドブランが入店することによる。

(3) 株式会社正礼堂が撤退し、その跡地に株式会社大創産業が入店することによる。

(4) 株式会社西沢藤平商店が撤退することによる。

5 届出年月日 平成25年 2 月20日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

豊郷町産業振興課 犬上郡豊郷町石畑375

彦根市産業部商工課 彦根市元町 4 - 2

愛荘町農林商工課 愛知郡愛荘町安孫子825

(2) 縦覧期間 平成25年 3 月 8 日から平成25年 7 月 8 日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成25年 7 月 8 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 ( 平成10年法律第91号 ) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成25年 3 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 大規模小売店舗の名称および所在地 株式会社丸善守山店 守山市古高町字福田39番地ほか19筆

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535 代表取締役 久木康裕

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535 代表取締役 久木康裕ほか 5 者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535 代表取締役 市田義一

- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535 代表取締役 市田義一ほか 5 者
- 3 変更年月日 平成24年 2 月21日ほか
- 4 変更の理由
- (1) 株式会社丸善の代表者が変更となったことによる。
  - (2) 株式会社正礼堂の住所が変更したことによる。
  - (3) 株式会社ストアマネジメントが撤退し、その跡地に株式会社ブランドブランが入店することによる。
  - (4) ヨネダ花苑が撤退し、その跡地に株式会社フローリスト丈達が入店することによる。
- 5 届出年月日 平成25年 2 月20日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1  
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1  
守山市都市活性化局商工観光課 守山市吉身二丁目 5 番22号  
栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目13番33号
  - (2) 縦覧期間 平成25年 3 月 8 日から平成25年 7 月 8 日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 平成25年 7 月 8 日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

-----

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成25年 3 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 株式会社丸善彦根店 彦根市小泉町701
- 2 変更した事項
- (1) 変更前  
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535 代表取締役 久木康裕  
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535 代表取締役 久木康裕ほか 5 者
  - (2) 変更後  
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535 代表取締役 市田義一  
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535 代表取締役 市田義一ほか 2 者
- 3 変更年月日 平成24年 2 月21日ほか
- 4 変更の理由
- (1) 株式会社丸善の代表者が変更となったことによる。
  - (2) 株式会社正礼堂、ヨネダ花苑、十字屋薬品、有限会社セイコーが撤退することによる。
  - (3) パンレトロが入店することによる。
- 5 届出年月日 平成25年 2 月20日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1  
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1  
彦根市産業部商工課 彦根市元町 4 番 2 号
  - (2) 縦覧期間 平成25年 3 月 8 日から平成25年 7 月 8 日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先

- (1) 提出期限 平成25年 7 月 8 日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

-----

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成25年 3 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 株式会社丸善石部店 湖南省石部東505 - 1 ほか10筆
- 2 変更した事項
  - (1) 変更前 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535 代表取締役 久木康裕
  - (2) 変更後 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535 代表取締役 市田義一
- 3 変更年月日 平成24年 2 月21日
- 4 変更の理由 株式会社丸善の代表者が変更となったことによる。
- 5 届出年月日 平成25年 2 月20日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所 滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1  
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1  
湖南省建設経済部商工観光労政課 湖南省中央一丁目 1 番地
  - (2) 縦覧期間 平成25年 3 月 8 日から平成25年 7 月 8 日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成25年 7 月 8 日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

-----

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成25年 3 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 株式会社丸善野洲店 野洲市栄 5 - 3
- 2 変更した事項
  - (1) 変更前 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535 代表取締役 久木康裕
  - (2) 変更後 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535 代表取締役 市田義一
- 3 変更年月日 平成24年 2 月21日
- 4 変更の理由 株式会社丸善の代表者が変更となったことによる。
- 5 届出年月日 平成25年 2 月20日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所 滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1  
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1  
野洲市環境経済部商工観光課 野洲市小篠原2100番地 1
  - (2) 縦覧期間 平成25年 3 月 8 日から平成25年 7 月 8 日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成25年 7 月 8 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

-----  
大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 4 号、第 5 号および第 6 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成25年 3 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオンタウン彦根 彦根市里根町字船坂79番の 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名  
有限会社彦根エス・シー 大阪府大阪市淀川区西中島四丁目 3 番24号サムティ新大阪センタービル 代表取締役  
池田渉

イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 イオンタワービル10階 代表取締役 大門淳

3 変更しようとする事項

(1) 変更前

- ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5,981平方メートル
- イ 駐車場の位置および収容台数 300台
- ウ 駐輪場の位置および収容台数 161台
- エ 荷さばき施設の位置および面積 255.8平方メートル
- オ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 54.27立方メートル

(2) 変更後

- ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 18,215平方メートル
- イ 駐車場の位置および収容台数 906台
- ウ 駐輪場の位置および収容台数 401台
- エ 荷さばき施設の位置および面積 1,164.8平方メートル
- オ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 187.47立方メートル

4 変更年月日 平成25年10月25日

5 変更の理由 売場面積増床に伴う運用等の変更

6 届出年月日 平成25年 2 月22日

7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

彦根市産業部商工課 彦根市元町 4 番 2 号

(2) 縦覧期間 平成25年 3 月 8 日から平成25年 7 月 8 日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成25年 7 月 8 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

-----  
大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 5 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成25年 3 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 琵琶湖クルージングモール“ピエリ守山” 守山市今浜町2620 - 5
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 サーバント  
ラスト信託株式会社 大阪府大阪市淀川区西中島五丁目 7 番11号

3 変更しようとする事項

(1) 変更前 駐車場の位置および収容台数 3,050台

(2) 変更後 駐車場の位置および収容台数 2,000台

4 変更年月日 平成25年10月13日

- 5 変更の理由 必要駐車収容台数を適正台数に修正するため
- 6 届出年月日 平成25年 2 月14日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1  
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1  
守山市都市活性化局商工観光課 守山市吉身二丁目 5 番22号  
大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町 3 - 1
  - (2) 縦覧期間 平成25年 3 月 8 日から平成25年 7 月 8 日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成25年 7 月 8 日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

-----

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 5 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成25年 3 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 株式会社丸善守山店 守山市古高町字福田39番地ほか19筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535 代表取締役 市田義一
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 変更前 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 7時から18時まで
  - (2) 変更後 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 4 変更年月日 平成25年 2 月21日
- 5 変更の理由 平和堂の子会社となったため、荷さばきについて親会社との整合を図るため
- 6 届出年月日 平成25年 2 月20日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1  
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1  
守山市都市活性化局商工観光課 守山市吉身二丁目 5 番22号  
栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目13番33号
  - (2) 縦覧期間 平成25年 3 月 8 日から平成25年 7 月 8 日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成25年 7 月 8 日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

-----

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 5 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成25年 3 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 株式会社丸善彦根店 彦根市小泉町701
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535 代表取締役 市田義一
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 変更前 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 7時から18時まで
  - (2) 変更後 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 4 変更年月日 平成25年 2 月21日

- 5 変更の理由 平和堂の子会社となったため、荷さばきについて親会社との整合を図るため
- 6 届出年月日 平成25年2月20日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1  
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1  
彦根市産業部商工課 彦根市元町 4 番 2 号
  - (2) 縦覧期間 平成25年3月8日から平成25年7月8日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成25年7月8日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

-----

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成25年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 株式会社丸善石部店 湖南省石部東505 - 1 ほか10筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535 代表取締役 市田義一
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 変更前 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 7時から18時まで
  - (2) 変更後 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 4 変更年月日 平成25年2月21日
- 5 変更の理由 平和堂の子会社となったため、荷さばきについて親会社との整合を図るため
- 6 届出年月日 平成25年2月20日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1  
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1  
湖南省建設経済部商工観光労政課 湖南省中央一丁目 1 番地
  - (2) 縦覧期間 平成25年3月8日から平成25年7月8日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成25年7月8日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

-----

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成25年3月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 株式会社丸善野洲店 野洲市栄 5 - 3
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535 代表取締役 市田義一
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 変更前 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 7時から18時まで
  - (2) 変更後 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 4 変更年月日 平成25年2月21日
- 5 変更の理由 平和堂の子会社となったため、荷さばきについて親会社との整合を図るため
- 6 届出年月日 平成25年2月20日

## 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

## (1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

野洲市環境経済部商工観光課 野洲市小篠原2100番地 1

## (2) 縦覧期間 平成25年 3 月 8 日から平成25年 7 月 8 日まで

## 8 意見書の提出期限および提出先

## (1) 提出期限 平成25年 7 月 8 日

## (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 ( 平成10年法律第91号 ) 第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成25年 3 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アストパワーセンター 犬上郡豊郷町沢250 - 1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535 代表取締役 市田義一

## 3 変更しようとする事項

## (1) 変更前 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 、 、 午前 7 時から午後 6 時まで

荷さばき施設 午前 8 時から午後 9 時まで

## (2) 変更後 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時から午後10時まで

## 4 変更年月日 平成25年 2 月21日

## 5 変更の理由 平和堂の子会社となったため、荷さばきについて親会社との整合を図るため

## 6 届出年月日 平成25年 2 月20日

## 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

## (1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

豊郷町産業振興課 犬上郡豊郷町石畑375

彦根市産業部商工課 彦根市元町 4 - 2

愛荘町農林商工課 愛知郡愛荘町安孫子825

## (2) 縦覧期間 平成25年 3 月 8 日から平成25年 7 月 8 日まで

## 8 意見書の提出期限および提出先

## (1) 提出期限 平成25年 7 月 8 日

## (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

## 土地区画整理組合定款変更認可公告

土地区画整理法 ( 昭和29年法律第119号 ) 第39条第 1 項の規定により、草津市追分丸尾土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 1 組合の名称および事務所の所在地ならびに設立認可の年月日

組合の名称 草津市追分丸尾土地区画整理組合

事務所の所在地 草津市追分町1663番地

設立認可の年月日 平成15年 1 月 8 日

## 2 定款の変更の内容 役員の定数

## 3 変更認可の年月日 平成25年 3 月 8 日

土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法 ( 昭和29年法律第119号 ) 第39条第 1 項の規定により、大津湖南都市計画草津市追分丸尾土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した。

平成25年 3 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 組合の名称および事務所の所在地ならびに設立認可の年月日  
 組合の名称 草津市追分丸尾土地区画整理組合  
 事務所の所在地 草津市追分町1663番地  
 設立認可の年月日 平成15年 1 月 8 日
- 2 事業計画の変更の内容 事業施行期間の変更 資金計画の変更
- 3 変更認可の年月日 平成25年 3 月 8 日

土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法 ( 昭和29年法律第119号 ) 第39条第 1 項の規定により、甲賀都市計画甲南町寺庄駅周辺土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した。

平成25年 3 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 組合の名称および事務所の所在地ならびに設立認可の年月日  
 組合の名称 甲南町寺庄駅周辺土地区画整理組合  
 事務所の所在地 甲賀市甲南町寺庄993番地 7 草の根ハウス寺庄公民館  
 設立認可の年月日 平成16年 3 月19日
- 2 事業計画の変更の内容 事業施行期間の変更 資金計画の変更
- 3 変更認可の年月日 平成25年 3 月 8 日

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第 1 号

介護保険法 ( 平成 9 年法律第123号 ) 第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第 1 項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成25年 3 月 8 日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 瀬 戸 昌 子

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
有限会社ワキ住建	近江八幡市市井町21 - 9	有限会社ワキ住建 代表取締役 脇耕三	近江八幡市市井町21 - 9	訪問介護 介護予防訪問介護	2570400362	平成25. 2 . 1

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第 2 号

介護保険法 ( 平成 9 年法律第123号 ) 第53条第 1 項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成25年 3 月 8 日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 瀬 戸 昌 子

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
デイサービスセンターみなみ風	近江八幡市加茂町3651番地 7	特定非営利活動法人 キアラカーザ 理事長 山崎嘉彦	近江八幡市加茂町3651番地 7	介護予防通所介護	2570400321	平成25. 1 . 31

## 滋賀県湖東健康福祉事務所告示第 7 号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。  
平成25年 3 月 8 日

滋賀県健康福祉事務所長 小 林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
社会福祉法人千歳会	彦根市河原二丁目 1 番 3 号	社会福祉法人千歳会 理事長 高塚吉枝	彦根市河原二丁目 1 番 3 号	同行援護	平成25. 3 . 1	2510200104

## 警 察 本 部 公 告

## 平成25年度滋賀県警察職員(少年補導職員)採用選考実施公告

平成25年度滋賀県警察職員(少年補導職員)採用選考を次のとおり行います。

平成25年 3 月 8 日

滋賀県警察本部長 福 本 茂 伸

1 試験区分および採用予定人員 滋賀県警察職員(少年補導職員) 1人

2 受験資格

(1) 次のいずれにも該当する者が受験できます。

ア 昭和58年4月2日以降に生まれた者(性別は問いません。)

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を含む。)を卒業または大学院を修了した者(平成25年3月31日までに卒業または修了見込みの者を含む。)

ウ 学校教育法に基づく大学(短期大学を含む。)または大学院において、教育学、心理学、幼児教育学、初等教育学、社会福祉学もしくはこれらに相当する専門課程を履修した者(平成25年3月31日までに履修見込みの者を含む。)

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む。)

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期 平成25年9月1日

採用の時期は、変更になることがあります。

(2) 勤務先 滋賀県警察本部または滋賀県内の警察署

(3) 職務内容 少年の非行防止に関する調査、少年事件の調査、少年相談、少年補導、少年の福祉を害する犯罪の予防、少年をめぐる環境の浄化等の業務に従事します。

(4) 給与等

ア 給料は、大学卒は月額約186,000円(地域手当を含む。)、短期大学卒は月額約168,000円(地域手当を含む。)で、そのほかに扶養手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。また、経歴その他に応じて上記の額に所定の額が加算されます。

なお、この額は、平成24年4月1日現在のものです。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

4 第1次考査

(1) 日時 平成25年5月12日(日)

教養試験 10時15分～12時15分

論文試験 13時15分～14時15分

(2) 場所 大津市平津二丁目5番1号 滋賀大学(教育学部)

(3) 方法 次の方法により行います。

ア 教養試験 短期大学卒業程度で、択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然に関する一般知識ならびに文章理解、判断推理、数的推理および資料解釈に関する一般知能について筆記試験を行います。

イ 論文試験 識見、思考力、表現力等についての試験を行います。

(4) 結果発表 平成25年5月下旬に合格者宛て通知します。第1次考査の合格者のみが、第2次考査を受験できません。

#### 5 第2次考査

(1) 日時および場所 平成25年6月中旬に実施する予定ですが、詳細は第1次考査の合格者に通知します。

(2) 方法 少年補導職員としての知識および技能ならびに公務遂行能力等についての面接による口述試験を行います。

(3) 結果発表 平成25年6月下旬に受験者宛て通知します。

#### 6 選考

(1) 第2次考査の合格者については、平成25年7月中旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。

選考の内容は、口述試験(主として人物についての面接試験)および適性検査(公務員として必要な適性についての検査)ですが、詳細は第2次考査の合格者に通知します。

(2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、平成25年7月下旬に採用内定の通知をします。

#### 7 受験申込手続および受付期間

(1) 受験案内および受験申込書の請求 受験案内および受験申込書は、滋賀県警察本部警務課採用係に請求してください。また、県内の警察署でも交付します。

郵便はがきの裏面に「少年補導職員受験案内請求」と書き、住所および氏名を明記して、滋賀県警察本部警務課採用係宛て請求してください。また、電話による請求も受け付けます。

(2) 受験申込み先 受験申込書に必要な事項を記入し、滋賀県警察本部警務課採用係へ提出してください(注 県内の警察署での受付は行いません。)

(3) 受験申込みの受付期間

ア 持参による場合 平成25年3月15日(金)から平成25年4月19日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)に受け付けます。

イ 郵送による場合 平成25年3月15日(金)から平成25年4月19日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。なお、必ず特定記録郵便または簡易書留により送付してください。

8 問い合わせ先 この採用選考についての問い合わせは、滋賀県警察本部警務課採用係(〒520-8501 大津市打出浜1番10号 フリーダイヤル 0120-204-314)にしてください。

### 病 院 事 業 庁 告 示

#### 滋賀県病院事業庁告示第1号

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約(建設工事その他病院事業庁長が別に定めるものに係る契約を除く。以下「特定調達契約」という。)に係る一般競争入札および指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

なお、滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に基づく競争入札参加資格を有している者は、この告示による特定調達契約に係る競争入札参加資格を有しているものとみなす。

平成25年3月8日

滋賀県病院事業庁長職務代理者滋賀県病院事業庁理事(次長事務取扱) 那 須 安 穂

1 申請できる業種 物品の製造、販売および賃借ならびに役務の提供

2 申請書類および配布時期

(1) 申請書類

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 営業所 ( または営業部署 ) 情報登録表

ウ 法人にあっては、登記事項証明書 ( 申請をする日において発行後 3 か月を経過していないものに限る。 ) またはその写し

エ 都道府県税および消費税に未納がないことを証する納税証明書 ( 申請をする日において発行後 3 か月を経過していないものに限る。 ) またはその写し

オ 財務諸表

カ 営業に必要な許可、認可等を得ていることを証する書類またはその写し ( 許可、認可等を必要とする業種に限る。 )

キ 営業所等の長に滋賀県病院事業庁との取引を委任する者にあつては、その委任状

ク 役員等に関する調書

ケ 希望営業種目選択表

(2) 配布時期 平成25年 4 月 1 日 ( 月 ) から平成26年 3 月31日 ( 月 ) まで ( 土曜日、日曜日、祝日および平成25年12月29日から平成26年 1 月 3 日までの日を除く。 ) の 8 時30分から12時までおよび13時から17時15分までとする。

3 申請書類の受付期間 平成25年 4 月 1 日 ( 月 ) から平成26年 3 月31日 ( 月 ) まで ( 土曜日、日曜日、祝日および平成25年12月29日から平成26年 1 月 3 日までの日を除く。 ) の 8 時30分から12時までおよび13時から17時15分までとする。なお、郵送による受付は行わない。

4 申請書類の配布・受付場所 滋賀県病院事業庁経営管理課 〒524 - 8524 守山市守山五丁目 4 - 30 TEL 077 - 582 - 5852

5 申請書類に使用する言語 日本語

6 入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令 ( 昭和22年政令第16号 ) 第167条の 4 に規定する者に該当するもの

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 ( 平成 3 年法律第77号。以下「法」という。 ) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団 ( 以下「暴力団」という。 )

イ 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 ( 以下「暴力団員」という。 )

ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等 ( 競争入札に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。 ) に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

オ 競争入札に参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

7 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査 次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 売上高

(2) 経営規模

ア 自己資本額

イ 従業員数

(3) 経営状況

ア 流動比率

イ 営業年数

8 資格審査の結果通知等 申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者にあつては、競争入札参加資格者名簿に登録する。

9 資格の有効期限 資格を有すると認めた日から平成26年 9 月30日までとする。

#### 病 院 事 業 庁 公 告

平成25年度滋賀県看護師採用選考実施公告

平成25年度滋賀県看護師採用選考を次のとおり行います。

平成25年 3 月 8 日

滋賀県病院事業庁長職務代理者滋賀県病院事業庁理事 ( 次長事務取扱 ) 那 須 安 穂

## 1 選考区分および採用予定人員

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員
看護師 (平成26年 4 月採用)	第 1 回
	第 2 回
	第 3 回
約60人	

## 2 受験資格 (各試験区分共通)

## (1) 次に該当する者が受験できます。

看護師免許を有する者 (平成26年 3 月までに看護師養成課程を卒業した者または卒業する見込みの者で、平成 25 年度中に行われる看護師国家試験を受験し、免許を取得する見込みのものを含む。) で、昭和29年 4 月 2 日以降に生まれたもの

## (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人または被保佐人 (準禁治産者を含む。)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

## 3 勤務の条件

## (1) 採用の時期 原則として平成26年 4 月 1 日 (免許所有者は早期採用の相談に応じます。)

## (2) 勤務先 滋賀県立成人病センター、滋賀県立小児保健医療センター、滋賀県立精神医療センター等 (採用後、人事異動が行われることがあります。原則として交替制勤務に従事していただきます。)

## (3) 給与等

	大学卒 (4 大)	3 年 課 程 卒	2 年 課 程 卒
給 料	203,900円	198,300円	188,900円
地 域 手 当	12,437円	12,096円	11,522円
計	216,337円	210,396円	200,422円

給料は、上記の他に要件、勤務等に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて上記の額に一定の額が加算されます。

昇給は、原則として毎年 1 回行われます。

これらの金額は平成25年 1 月 1 日現在のものであり、改定される場合があります。また、最低額を保証するものではありません。

## 4 選考の日時および場所

## (1) 日時

試 験 区 分	日 程	時 間
看護師 (平成26年 4 月採用)	第 1 回	平成25年 7 月13日 (土)
	第 2 回	平成25年 8 月11日 (日)
	第 3 回	平成25年 8 月31日 (土)
		午前 8 時30分集合

いずれか 1 つの日程しか受験できません。

## (2) 場所

試 験 区 分	場 所	時 間
看護師 (平成26年 4 月採用)	第 1 回	滋賀県立総合保健専門学校 (守山市守山五丁目 4 番10号)
	第 2 回	
	第 3 回	

## 5 選考の方法および結果発表 (各試験区分共通)

## (1) 方法 次の方法により行います。

ア 作文試験 識見、思考力、表現力等についての筆記試験を行います。

イ 口述試験 看護師としての知識、技能および公務遂行能力ならびに人物についての個別面接による口述試験を行います。

ウ 適性検査 公務員として必要な適性についての検査を行います。

エ 書類審査 必要な書類に基づいて審査します。

使用できる時計は、計時機能だけのものに限ります（携帯電話・PHS等の使用は、できません。）。

各試験種目には、それぞれ合格基準があり、基準に達しない場合は不合格となります。

- (2) 結果発表 原則として、選考の実施後 7 日以内に通知します。

#### 6 受験手続および受付期間

- (1) 出願票等を持参または郵送する場合（各試験区分共通） 受付期間内に、下記の受付時提出書類を滋賀県病院事業庁経営管理課（滋賀県立成人病センター内）へ提出してください。郵送の場合は、封筒の表に赤字で「看護師受験」と書いて、特定記録または簡易書留により送付してください。出願票を受理した場合は、受付票を交付します。郵送で受け付けた場合は、受付票を郵送します。

選考当日に、選考当日提出書類を持参してください。

提出時期	提出書類	備 考
受付時	出願票 1 通	所定の用紙に最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	未使用の郵便はがき 1 枚	受付票として返送します。表面に宛先を明記してください。郵送で申し込む場合のみ必要です。
	履歴書 1 通	所定の用紙に最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
選考当日	看護師免許証原本とコピー 1 部	看護師免許所有者のみ
	看護師養成機関の卒業（見込み）証明書 1 通	看護師免許取得見込者のみ
	受付票	受験番号は、選考当日に指定します。
	口述試験用面接カード 1 部	所定の用紙に記入してください。

- (2) インターネットにより申し込む場合（各試験区分共通） 受験案内をよく読んだ上で、滋賀県のホームページから申し込んでください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/n/byouin/boshu.html>

出願を受け付けた場合は、受付票をメールで送信しますので、受信後、受付票を印刷し所定の位置に最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けて選考当日持参してください。

選考当日に、下記の選考当日必要書類を持参してください。

提出時期	提出書類	備 考
選考当日	履歴書 1 通	所定の用紙に最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	口述試験用面接カード 1 通	所定の用紙に記入してください。
	看護師免許証原本とコピー 1 部	看護師免許所有者のみ
	看護師養成機関の卒業（見込み）証明書 1 通	看護師免許取得見込者のみ
	受付票	メールで受信した受付票に最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。 受験番号は、選考当日に指定します。

- (3) 出願票等の交付（各試験区分共通） 所定の用紙は、滋賀県病院事業庁経営管理課で交付します。

郵送を希望される方は、下記の問い合わせ先まで電話で請求するか、郵便はがきの裏面に「平成25年度滋賀県看護師採用選考受験願書請求」と書き、住所、氏名および試験区分（看護師（平成26年4月採用））を明記して、滋賀県病院事業庁経営管理課宛て請求してください。

滋賀県のホームページからダウンロードした用紙を使用することもできます。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/n/byouin/boshu.html>

- (4) 受付期間

#### ア 持参の場合

試 験 区 分	受 付 期 間	
看護師（平成26年4月採用）	第 1 回	平成25年 4 月 1 日(月)から平成25年 7 月 3 日(水)まで
	第 2 回	平成25年 4 月 1 日(月)から平成25年 7 月31日(水)まで
	第 3 回	平成25年 4 月 1 日(月)から平成25年 8 月21日(水)まで

8 時30分から17時15分まで受け付けます ( 土曜日、日曜日および祝日を除く。 )。

イ 郵送の場合

試 験 区 分	受 付 期 間	
看護師 (平成26年 4 月採用)	第 1 回	平成25年 4 月 1 日(月)から平成25年 7 月 1 日(月)まで
	第 2 回	平成25年 4 月 1 日(月)から平成25年 7 月29日(月)まで
	第 3 回	平成25年 4 月 1 日(月)から平成25年 8 月19日(月)まで

締切日までの消印有効。

ウ インターネットの場合

試 験 区 分	受 付 期 間	
看護師 (平成26年 4 月採用)	第 1 回	平成25年 4 月 1 日(月)正午から 平成25年 7 月 1 日(月)17時まで
	第 2 回	平成25年 4 月 1 日(月)正午から 平成25年 7 月29日(月)17時まで
	第 3 回	平成25年 4 月 1 日(月)正午から 平成25年 8 月19日(月)17時まで

ただし、県の電子申請システムの管理運営の都合上変更する場合があります。

7 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。
- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

8 問い合わせ先 滋賀県病院事業庁経営管理課 守山市守山五丁目 4 番30号 電話 077 - 582 - 5852

正 誤

平成17年 8 月17日付け号外(3)滋選委告示第73号中

ページ	行	誤	正
1	下から13	五個荘奥町	五個荘奥町

